

## 希望登録業種一覧(測量・建設コンサルタント等)

業種	希望するうえで必要となる許可、登録等	例示
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上水道・工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、地質、土質・基礎、鋼構造・コンクリート、トンネル、機械、電気電子、廃棄物
測量	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録	測量、地図測量、航空測量、特殊測量
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の規定による登録	陸上ボーリング、河川・海上ボーリング
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録	建築一般、意匠、構造、建築監理
設備設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録等	電気、冷暖房、衛生、設備監理
不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録	不動産鑑定